

## 学校で予防すべき感染症一覧（授業配慮の対象となる感染症一覧）

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、 マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルスに限る）、中東呼吸器症候群（MERS コロナウイルスに限る）、特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	
第二種	新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹（三日はしか）、水痘（水ぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	
	その他 * 診察した医師の判断によって措置が考えられる感染症	溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、A型肝炎、B型肝炎、手足口病、伝染性紅斑、感染性胃腸炎（ウイルス性胃腸炎）、サルモネラ感染症（腸チフス・パラチフスを除く）、カンピロバクター感染症、インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症、ヘルパンギーナ、急性細気管支炎（RSウイルス感染症など）、EBウイルス感染症、アタマジラミ、疥癬、伝染性軟属腫（水いぼ）、伝染性膿痂疹（とびひ）、白癬感染症、単純ヘルペス感染症、帯状疱疹

学校保健安全法施行規則第18条より

2023年5月8日